

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

本市は、平成18年度(2006年度)に平成23年度(2011年度)までを計画期間とする「第2期三島市障害者計画」を策定し、平成18年度(2006年度)から施行された障害者自立支援法への対応を図るとともに、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現を目指して、さまざまな施策を推進してきました。この間、平成20年度(2008年度)には、障害者自立支援法に基づく「第2期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

国は平成17年(2005年)4月に「発達障害者支援法」を施行し、発達障がいのある人への総合的な支援の流れを明確化し、平成18年(2006年)4月「障害者の雇用の促進等に関する法律」(平成21年(2009年)4月一部改正)を改正し、障がいのある人の就労・雇用対策の強化を図っています。

一方、「障害者自立支援法」の施行により障がいのある人への一部自己負担が大きくなり、反発も出たことから、平成21年(2009年)9月、連立政権合意における「障害者自立支援法」の廃止の方針が示され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定が予定されています。平成22年(2010年)12月には、「障害者自立支援法」が改正され、応能負担への変更や発達障がいのある人も障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われています。

また、平成18年(2006年)12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法の整備を図るため、平成22年(2010年)1月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成23年(2011年)6月に「障害者虐待防止法」、同年7月に「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、現在、「障害者総合福祉法」(仮称)の制定、障がいのある人を差別することを禁止する法律の制定に向けた検討が進められています。

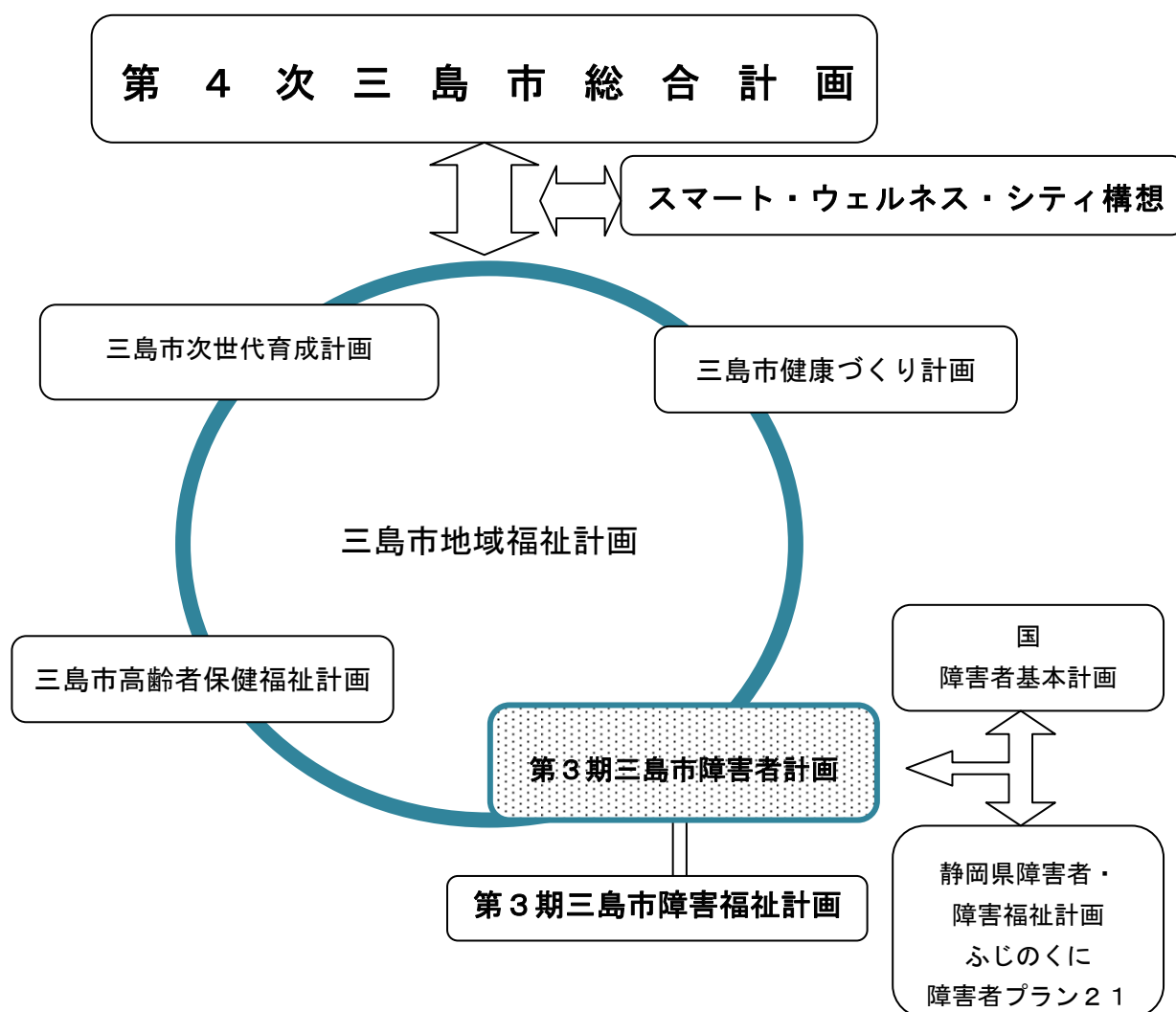
このような状況に対応するため、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第3期三島市障害者計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ・他計画との関係

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本計画として位置づけられるものです。このため、国の「障害者基本計画」及び「静岡県障害者計画」を踏まえたものとします。

また、この計画は「第 4 次三島市総合計画」に即したものとすのほか、本市の関連計画である「三島市地域福祉計画」「三島市高齢者保健福祉計画」「三島市次世代育成計画」「三島市健康づくり計画」などの各種計画との整合性をもったものとします。

【 「三島市障害者計画」と他の計画との関係 】



3 計画の期間

「第3期三島市障害者計画」は、『障害者基本法』に基づき、本市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)までの5年間を計画期間とします。

「第3期三島市障害福祉計画」は、『障害者自立支援法』に基づき、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)までの3年間を計画期間とし、平成26年度(2014年度)に必要な見直しを行い、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの3年間を第4期とします。

【計画の期間】

